

こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査料金



(1)住宅の料金

単位:円

証明基準		区分	料金
一定の省エネ性能	断熱等性能等級4で、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上	標準料金	44,000
		センターが発行した設計住宅性能証明等(※)と併願の場合	22,000

※ センターが発行した設計住宅性能証明等に該当する書類とは別表1によるものとする。

◆ 共同住宅等の料金は、証明基準の種類、建築物の延床面積等を勘案して、別途見積りいたします。

別表1

評価書等	省略対象となる条件等
設計住宅性能評価書 建設住宅性能評価書	断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上を取得しているもの
BELS評価書(外皮基準について「適合」と表示されたもの)	基準省令第1条第1項第2号イに規定する 外皮性能の基準
BELS評価書 (一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの)	基準省令第1条第1項第2号ロに規定する 一次エネルギー消費量の基準
フラット35S適合証明書(金利Bプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る)及び設計検査申請書(令和2年12月以前に設計検査の申請をしたものに限る)	断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量等級4
フラット35S適合証明書(金利Aプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る)及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級5以上
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 又は 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量等級4以上

(2)住宅の料金の減算

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(1)の料金の減算します。

- ① 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能評価をする方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記料金から1,100円減算します。
- ② センターへWEB申請を行う場合は、上記料金から11,000円減算します。

(3)変更申請料金

単位:円

種別	変更項目	料金
・当初の依頼を変更する場合(証明書発行済み) ・当初の依頼を取下げ、改めて依頼する場合	一定の省エネ性能	8,800

(4)その他

単位:円

種別	料金
証明書の再発行	1通につき1,100
【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書の交付	1通につき2,200

お問い合わせ

一般財団法人愛知県建築住宅センター 評価保険部 評価審査課
TEL(052)264-4052 FAX(052)264-4088 URL <https://www.abhc.jp>
名古屋本部 / 〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3番26号 昭和ビル1F